

自動車事故対策費補助金交付要綱実施要領

(自動車事故被害者支援体制等整備事業(社会復帰促進事業))

(通則)

第1条 自動車事故被害者支援体制等整備事業（社会復帰促進事業）に係る補助金（以下「本補助金」という。）については、法令又は予算の定めるところに従い、自動車事故対策費補助金交付要綱に規定するもののほか、この実施要領の定めるところによる。

(本補助金の交付対象)

第2条 本補助金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第12項に規定する「自立訓練」を行う事業所（以下「自立訓練事業所」という。）であって、次に掲げる要件を満たすもの（以下「補助対象事業者」という。）を交付対象とする。

- 一 補助を受けようとする国の会計年度までに、自動車事故による高次脳機能障害を有する者が利用していること。
- 二 事業を効率的かつ確実に実施することができる自立訓練事業所であること。
- 三 利用する高次脳機能障害を有するものに対し、リハビリテーション等を実施する臨床心理士、理学療法士又は作業療法士（以下「専門職」という。）が1名以上配置されていること。
- 四 自立訓練提供支援費のうちリハビリテーション等を実施する職員の雇用に関する経費（以下「人材雇用費」という。）の申請をしようとする場合にあっては、次に掲げる要件を満たす自立訓練事業所であること。
 - イ 次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ中欄に掲げる法令に定める従業員の員数（以下「人員配置基準」という。）を超えた員数の下欄に掲げる区分の従業員を置いて事業を行っていること。

自立訓練（機能訓練）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）	看護職員 理学療法士又は作業療法士 生活支援員
自立訓練（生活訓練）		生活支援員

五 次条第3項に掲げる地域連携支援費の対象となる取組みを実施する者であること

(補助対象経費)

第3条 ネットワーク構築支援費の対象となる補助対象事業の範囲は病院とのネットワーク構築に要する経費であって、次に掲げるものとする。

一 人材雇用費 病院とのネットワーク構築に従事している職員又は契約職員、臨時職員（以下「職員等」という。）の給与、賃金、諸手当、賞与、社会保険料及び通勤費

二 求人情報発信費 病院とのネットワーク構築に従事する新たな職員等を雇用するための求人情報の発信に係る経費であって、次に掲げるものをいう。

イ 大手就職情報サイト（主に学生を対象とした就職情報の提供及び企業の人材確保等を目的として開設されたサイトで、前年の登録者数がおおむね25万人以上のものをいう。）への掲載に係る経費

ロ その他求人情報の発信に要する次に掲げる経費（イに係る経費を同時に申請する場合に限る。）

(1) インターネットを活用した情報発信

(2) パンフレット等の作成

(3) その他求人情報の発信を主目的とした経費で国土交通省が認めるもの

三 印刷製本費 病院とのネットワーク構築に要するパンフレット、チラシ等の印刷製本費

四 備品類導入費 病院とのネットワーク構築に資する知識・技術向上を図るための医学図書等の備品類の導入に係る経費

五 旅費 病院とのネットワーク構築に必要な交通費及び出張等に伴う宿泊費、病院とのネットワーク構築に資する研修、セミナー、講演会等（以下「研修等」という。）の開催に係る講師の旅費及び宿泊費

六 諸謝金 病院とのネットワーク構築に資する研修等の開催に係る講師への謝金（講師個人に対して支払われる者に限る。）

七 使用料 病院とのネットワーク構築に資する研修等に係る会場使用料

八 研修等参加費 病院とのネットワーク構築に資する研修等に係る参加費

2 自立訓練提供支援費の対象となる補助対象事業の範囲は自動車事故による高次

脳機能障害を有する者を対象とした自立訓練（以下単に「自立訓練」という。）の提供に要する経費であって、次に掲げるものとする。

- 一 人材雇用費 自立訓練の提供に従事している職員等（専門職に限る。）の給与、賃金、諸手当、賞与、社会保険料及び通勤費
- 二 求人情報発信費 自立訓練の提供に従事する新たな職員等を雇用するための求人情報の発信に係る経費であって、前項第2号イ及びロに掲げるもの
- 三 印刷製本費 自立訓練の提供に係る周知・広報に要するパンフレット、チラシ等の印刷製本費
- 四 備品類導入費 自立訓練の提供に資する知識・技術向上を図るための医学図書等の備品類の導入に係る経費
- 五 旅費 自立訓練の提供に必要な交通費及び出張等に伴う宿泊費、自立訓練に資する研修等の開催に係る講師の旅費及び宿泊費
- 六 諸謝金 自立訓練の提供に資する研修等の開催に係る講師への謝金（講師個人に対して支払われる者に限る。）
- 七 使用料 自立訓練の提供に資する研修等に係る会場使用料
- 八 研修等参加費 自立訓練の提供に資する研修等に係る参加費

3 地域連携支援費の対象となる補助対象事業の範囲は自動車事故による高次脳機能障害を有する者が利用することが見込まれる他の自立訓練事業所その他の障害福祉サービス等事業所との地域連携（以下単に「地域連携」という。）の構築に要する経費であって、次に掲げるものとする。

- 一 人材雇用費 地域連携の構築に従事している職員等の給与、賃金、諸手当、賞与、社会保険料及び通勤費
- 二 求人情報発信費 地域連携の構築に従事する新たな職員等を雇用するための求人情報の発信に係る経費であって、第1項第2号イ及びロに掲げるもの
- 三 印刷製本費 地域連携の構築に要するパンフレット、チラシ等の印刷製本費
- 四 備品類導入費 地域連携の構築に資する知識・技術向上を図るための医学図書等の備品類の導入に係る経費
- 五 旅費 地域連携の構築に必要な交通費及び出張等に伴う宿泊費、地域連携の構築に資する研修等の開催に係る講師の旅費及び宿泊費
- 六 諸謝金 地域連携の構築に資する研修等の開催に係る講師への謝金（講師個人に対して支払われる者に限る。）
- 七 使用料 地域連携の構築に資する研修等に係る会場使用料

八 研修等参加費 地域連携の構築に資する研修等に係る参加費

(補助率及び補助限度額並びに交付申請の打ち切り)

第4条 前条に掲げる事業の実施に係る補助金の額は、基本項目及び加算項目の合計額以内の額とし、一の事業主体につき単年度あたり10,000千円を上限とする。ただし、補助対象事業者として選定した初年度の補助対象事業者にあっては、基本項目の上限額に20%を自動加算することとし、一の事業主体につき単年度あたり12,000千円を上限とする。

一 基本項目 次表のとおりとする。

分類	満額給付の場合	1 / 2 給付の場合
地域連携支援実施時間数により、どちらかを選択	地域連携支援を週30時間以上実施 (複数人の合計化)	地域連携支援を週15時間以上30時間未満実施 (複数人の合計化)
区分1	地域連携支援	
	上限3,000千円	上限1,500千円
区分2	ネットワーク構築支援・地域連携支援	
	上限5,000千円	上限2,500千円
区分3	自立訓練提供支援・地域連携支援	
	上限6,000千円	上限3,000千円
区分4	ネットワーク構築支援・自立訓練提供支援・地域連携支援	
	上限8,000千円	上限4,000千円

二 加算項目 次表のとおりとする。

分類	計算式	上限額
ネットワーク構築支援	「病院への訪問件数」×「単価」 ※「単価」：1件あたり5万円	上限1,000千円
地域連携支援	「病院等への訪問件数」×「単価」 ※「単価」：1件あたり5万円	上限1,000千円
研修・勉強会等開催・参加	病院とのネットワーク構築、自立訓練の提供及び地域連携の構築に資する研修等	上限500千円

2 前号の規定にかかわらず、本補助金の交付状況により、補助限度額の変更又は

交付申請の打ち切りをすることがある。

(自動車事故対策費補助金交付申請書)

第5条 自動車事故対策費補助金交付申請書の記載事項は、次のとおりとする。

一 「補助対象事業の内容」の欄には、「別紙 年度自動車事故被害者支援体制等整備事業(社会復帰促進事業)計画・経費所要額調書兼収支予算書のとおり」と記入すること。

二 「補助対象経費」の欄には、「別紙 年度自動車事故被害者支援体制等整備事業(社会復帰促進事業)計画・経費所要額調書兼収支予算書のとおり」と記入すること。

三 「補助金交付申請額」の欄には、別紙の補助金申請額の合計額(二重線の部分の金額)を記入すること。

2 「添付書類(4)その他補助金の交付に関して参考となる書類」として、補助対象事業の費目(費目:(1)ネットワーク構築支援費、(2)自立訓練提供支援費、(3)地域連携支援費ごとに次の各号に掲げる書類を添付することとする。

一 自動車事故被害者支援体制等整備事業(社会復帰促進事業)計画・経費所要額調書兼収支予算書

二 補助対象事業者における自動車事故による高次脳機能障害を有する者の利用状況がわかる書類

三 ネットワーク構築支援費のうち、人材雇用費にあつては、次に掲げる書類

イ 職員名簿

ロ 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表その他補助対象となる自立訓練事業所等における介護給付費等の算定に係る体制等状況がわかる書類

ハ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表その他補助対象となる自立訓練事業所等における従業員の常勤換算方式による員数及び当該自立訓練事業所等における人員配置基準を満たすために必要となる従業員の常勤換算方式による員数を明らかにした書類

ニ 補助対象期間中に当該職員の雇用する計画がわかる書類(写)

四 ネットワーク構築支援費のうち、求人情報発信費にあつては、補助対象期間中に求人情報発信を行う見積書(写)

五 ネットワーク構築支援費のうち、印刷製本費にあつては、次に掲げる書類

- イ 見積書（写）
 - ロ 当該印刷製本を行う理由及び具体的な使用方法を明記した説明書
- 六 ネットワーク構築支援費のうち、備品類導入費にあつては、次に掲げる書類
- イ カタログ・パンフレット
 - ロ 見積書（写）
 - ハ 当該備品類等を導入した理由及び具体的な使用方法を明記した説明書
- 七 ネットワーク構築支援費のうち、旅費にあつては、次に掲げる書類
- イ 研修等を補助対象事業者が開催する場合 補助対象期間中において補助対象事業者が開催する研修等の概要、参加見込み人数、講師等の旅費及び宿泊費、講師の諸謝金、会場使用料の積算方法等を記載した研修等開催計画書
 - ロ 研修等に参加する場合 補助対象期間中において補助対象事業者が参加する研修等の概要、参加予定者名、旅行行程、参加に要する旅費及び雑費の積算方法等を記載した研修等参加計画書
 - ハ 上記イ及びロの他、補助対象期間中において病院とのネットワーク構築に必要な旅費等を記載した出張等計画書
- 八 ネットワーク構築支援費のうち、諸謝金にあつては、第5条第2項第7号イに掲げる書類
- 九 ネットワーク構築支援費のうち、使用料にあつては、第5条第2項第7号イに掲げる書類
- 十 ネットワーク構築支援費のうち、研修等参加費にあつては、第5条第2項第7号ロに掲げる書類
- 十一 自立訓練提供支援費にあつては、次に掲げる区分に応じて、それぞれ定める書類
- イ 人材雇用費にあつては、第5条第2項第3号に掲げる書類に準じる書類
 - ロ 求人情報発信費にあつては、第5条第2項第4号に掲げる書類に準じる書類
 - ハ 印刷製本費にあつては、第5条第2項第5号に掲げる書類に準じる書類
 - ニ 備品類導入費にあつては、第5条第2項第6号に掲げる書類に準じる書類
 - ホ 旅費にあつては、第5条第2項第7号に掲げる書類に準じる書類
 - ヘ 諸謝金にあつては、第5条第2項第8号に掲げる書類に準じる書類
 - ト 使用料にあつては、第5条第2項第9号に掲げる書類に準じる書類
 - チ 研修等参加費にあつては、第5条第2項第10号に掲げる書類に準じる書類

十二 地域連携支援費にあつては、次に掲げる区分に応じて、それぞれ定める書類

イ 人材雇用費にあつては、第5条第2項第3号に掲げる書類に準じる書類

ロ 求人情報発信費にあつては、第5条第2項第4号に掲げる書類に準じる書類

ハ 印刷製本費にあつては、第5条第2項第5号に掲げる書類に準じる書類

ニ 備品類導入費にあつては、第5条第2項第6号に掲げる書類に準じる書類

ホ 旅費にあつては、第5条第2項第7号に掲げる書類に準じる書類

ヘ 諸謝金にあつては、第5条第2項第8号に掲げる書類に準じる書類

ト 使用料にあつては、第5条第2項第9号に掲げる書類に準じる書類

チ 研修等参加費にあつては、第5条第2項第10号に掲げる書類に準じる書類

(補助対象事業実績報告書)

第6条 補助対象事業実績報告書の記載事項は、次のとおりとする。

一 「補助対象経費」の欄には、「別紙 年度自動車事故被害者支援体制等整備事業（社会復帰促進事業）実施・経費報告書のとおり」と記載すること。

二 「補助金充当予定額」の欄には、別紙の補助金予定額の合計額（二重線の部分の金額）を記載すること。

三 「完了した補助対象事業の概要」の欄には、「別紙 年度自動車事故被害者支援体制等整備事業（社会復帰促進事業）実施・経費報告書のとおり」と記入すること。

2 補助対象事業実績報告書の「その他参考となる事項」として、実施した補助対象事業の費目（費目：（1）ネットワーク構築支援費（細目：①人材雇用費、②求人情報発信費、③印刷製本費、④備品類導入費、⑤旅費、⑥諸謝金、⑦使用料、⑧研修等参加費）、（2）自立訓練提供支援費（細目：①人材雇用費、②求人情報発信費、③印刷製本費、④備品類導入費、⑤旅費、⑥諸謝金、⑦使用料、⑧研修等参加費）、（3）地域連携支援費（細目：①人材雇用費、②求人情報発信費、③印刷製本費、④備品類導入費、⑤旅費、⑥諸謝金、⑦使用料、⑧研修等参加費）ごとに次の各号に掲げる書類を添付することとする。ただし、第5条第2項の規定により自動車事故対策費補助金交付申請書に添付した書類にあつては、当該書類について変更があつた場合に限る。

- 一 自動車事故被害者支援体制等整備事業（社会復帰促進事業）実施・経費報告書
- 二 ネットワーク構築支援費のうち、人材雇用費にあつては、次に掲げる書類
 - イ 第5条第2項第3号に掲げる書類のうち、同号の規定に基づき自動車事故対策費補助金交付申請書に添付した書類から変更があったもの及び未提出であったもの
 - ロ 補助対象期間中に新たに雇用した職員に係る雇用契約書（写）
 - ハ 補助対象期間中に新たに雇用した職員に係る給与明細書（写）
 - ニ 人材雇用費を預貯金口座等から支出したことを称する通帳（写）又は振込証明書（写）
 - ホ 二に掲げる書類により支出したことが明らかにならない場合にあつては、その理由を記載した書類
- 三 ネットワーク構築支援費のうち、求人情報発信費にあつては、次に掲げる書類
 - イ 契約書（写）
 - ロ 補助対象期間中に納品された事実がわかる納品書（写）
 - ハ 検収調書（写）
 - ニ 請求書（写）
 - ホ 領収書（写）
 - へ 第6条第2項第2号二又はホに掲げる書類に準じる書類
- 四 ネットワーク構築支援費のうち、印刷製本費にあつては、第6条第2項第3号イからへまでに掲げる書類に準じる書類
- 五 ネットワーク構築支援費のうち、備品類導入費にあつては、次に掲げる書類
 - イ 第6条第2項第3号イからへまでに掲げる書類に準じる書類
 - ロ 当該備品類の写真（国土交通省所定のステッカー（又は同等のもの）が貼付されていることが明確にわかるもの。
- 六 ネットワーク構築支援費のうち、旅費にあつては、次に掲げる書類。
 - イ 補助対象期間中において補助対象事業者が開催した研修等の概要、参加人数、講師の旅費及び宿泊費、講師の諸謝金、会場使用料の積算方法が記載された研修等開催実績報告書
 - ロ 補助対象期間中において補助対象事業者が参加した研修等の概要、参加者名、旅行行程、参加に要する旅費及び参加費の積算方法が記載された研修等

参加実績報告書

- ハ 上記イ及びロの他、補助対象期間中においてネットワーク構築に必要な旅費等が記載された出張等実績報告書
- ニ 第6条第2項第2号二又はホに掲げる書類に準じる書類
- 七 ネットワーク構築支援費のうち、諸謝金にあつては、次に掲げる書類。
 - イ 第6条第2項第6号イに掲げる書類に準じる書類
 - ロ 第6条第2項第2号二又はホに掲げる書類に準じる書類
- 八 ネットワーク構築支援費のうち、使用料にあつては、次に掲げる書類。
 - イ 第6条第2項第6号イに掲げる書類に準じる書類
 - ロ 第6条第2項第2号二又はホに掲げる書類に準じる書類
- 九 ネットワーク構築支援費のうち、研修等参加費にあつては、以下に掲げる書類。
 - イ 第6条第2項第6号ロに掲げる書類に準じる書類
 - ロ 第6条第2項第2号二又はホに掲げる書類に準じる書類
- 十 自立支援訓練提供支援費にあつては、次に掲げる区分に応じて、それぞれ定める書類。
 - イ 人材雇用費にあつては、第6条第2項第2号に掲げる書類に準じる書類
 - ロ 求人情報発信費にあつては、第6条第2項第3号に掲げる書類に準じる書類
 - ハ 印刷製本費にあつては、第6条第2項第4号に掲げる書類に準じる書類
 - ニ 備品類導入費にあつては、第6条第2項第5号に掲げる書類に準じる書類
 - ホ 旅費にあつては、第6条第2項第6号に掲げる書類に準じる書類
 - ヘ 諸謝金にあつては、第6条第2項第7号に掲げる書類に準じる書類
 - ト 使用料にあつては、第6条第2項第8号に掲げる書類に準じる書類
 - チ 研修等参加費にあつては、第6条第2項第9号に掲げる書類に準じる書類
- 十一 地域連携支援費にあつては、次に掲げる区分に応じて、それぞれ定める書類。
 - イ 人材雇用費にあつては、第6条第2項第2号に掲げる書類に準じる書類
 - ロ 求人情報発信費にあつては、第6条第2項第3号に掲げる書類に準じる書類
 - ハ 印刷製本費にあつては、第6条第2項第4号に掲げる書類に準じる書類
 - ニ 備品類導入費にあつては、第6条第2項第5号に掲げる書類に準じる書類

- ホ 旅費にあつては、第6条第2項第6号に掲げる書類に準じる書類
- ヘ 諸謝金にあつては、第6条第2項第7号に掲げる書類に準じる書類
- ト 使用料にあつては、第6条第2項第8号に掲げる書類に準じる書類
- チ 研修等参加費にあつては、第6条第2項第9号に掲げる書類に準じる書類

(旅費、諸謝金、使用料及び研修等参加費に係る積算方法)

第7条 第5条第2項第7号、第8号、第9号、第10号、第11号ホからチ、第12号ホからチ、第6条第2項第6号イ、ロ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号ホからチ、第11号ホからチの規定により提出する「研修等開催計画書」、「研修等参加計画書」、「出張等計画書」、「研修等開催実績報告書」、「研修等参加実績報告書」、「出張等実績報告書」に記載する旅費、諸謝金、使用料及び研修等参加費の積算方法については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）等の規定に準じて積算を行うものとする。

(支給の制限)

第8条 国、地方公共団体、公益法人等から当該事業と同様の補助金を受けている場合については、本補助金の補助対象外とする。